

## 弘前拘置支所の収容停止に関する意見書

### 第1 意見の趣旨

- 1 当会は、法務省に対し、令和3年9月に弘前拘置支所の収容業務を停止して、以後は同拘置支所が行ってきた収容業務を青森刑務所が行うとの計画について再考を求める。
- 2 当会は、法務省に対し、弘前拘置支所の収容停止中、弘前管内及び五所川原管内の弁護人については、青森刑務所における夜間及び休日の接見については格別の配慮を求める。
- 3 当会は、検察官に対し、弘前拘置支所の収容停止中、弘前管内及び五所川原管内の被告人を青森刑務所に移送するに際しては、移送前に移送の日程等について弁護人と協議してその了解を得るように努め、また、移送見通しについてもなるべく早期に弁護人に通知する運用とするよう配慮を求める。
- 4 法務省は、拘置支所等の刑事施設の収容業務の停止を計画する際には、地元弁護士会が適切な段階で意見を述べられるように十分時間をかけて協議すべきである。

### 第2 意見の理由

- 1 法務省の説明によれば、弘前拘置支所は、築後59年を経過して施設建物の老朽化が著しく進行していること、収容人員が徐々に減少していることから令和3年9月末をもって同拘置支所における収容業務を停止し、以後は青森刑務所にて統合して収容業務を行うとのことである。青森刑務所への収容については、青森地裁弘前支部への出頭は容易であり、弘前拘置支所と比較して被収容者の生活環境は改善されるとして青森刑務所への収容を正当化している。

しかるに、弘前拘置支所には弘前管内及び五所川原管内の警察署から移送された被告人(未決拘禁者)が収容されてきたものであるが、弘前拘置支所の収容業務を廃止するとなれば、同管内の弁護人並びに被告人の家族とその関係者は被告人と接見することが困難になり、その影響はあまりにも大きい。

そもそも、刑事施設における未決拘禁者の処遇にあたっては、未決の者としての地位を考慮し、その防御権の尊重に特に留意しなければならないと定められている(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律31条)。殊に弁

護人との接見交通権は憲法 37 条 3 項の保障に由来する重大な権利である（刑事訴訟法 39 条）。ここで、弘前管内及び五所川原管内の警察署において勾留された被告人が青森刑務所に収容されることになると、被告人の弁護人が弘前管内の弁護士であるならば、車で片道 1 時間以上、往復 2 時間以上の移動が必要となる。五所川原管内の弁護士の場合も同様である。接見に行くための移動だけでこれほどの時間がかかると、被告人との接見が著しく困難になる。しかも、これは通常時の交通時間である。冬場の降雪時においては、積雪等の影響から、大幅に余裕を見ておく必要があるばかりでなく、天候によっては接見に赴くこと自体が不可能となることもある。このような状況では被告人の接見交通権が保障されているとは到底言えない。接見交通権は、憲法に由来する重要な権利であるから、この度の法務省の対応には、接見交通権の重要性に対する認識と配慮が完全に欠落しているものと言わざるを得ず、当会としては被告人の人権保障の見地から到底看過することはできない。

そこで、当会は、以下のとおり意見を述べる。

## 2 意見の趣旨について

### 1) 弘前拘置支所収容業務停止の方針を見直すべきこと

法務省は施設建物の老朽化を弘前拘置支所の収容停止の理由の第一に挙げるが、施設建物の建て替え、あるいは改修することを再度検討して、今後の収容業務停止方針を見直すべきである。青森刑務所への統合は弁護人等の接見を困難にすることからして、被告人の接見交通権を侵害する可能性が大であり、当会としては、無条件に承服することはできない。収容人員の減少は直ちに施設廃止の理由にはならない。令和 2 年次でも一日平均収容人員はなお 6 名おり、また、収容人員の減少は、本来は例外であった警察の留置施設における勾留が常態化している結果とも考えられるから、弘前拘置支所における収容の継続を第一に考えるべきである。

### 2) 弘前管内・五所川原管内の弁護人に夜間・休日接見を認めること

適切な弁護活動のためには弁護人が適宜被告人と接見できることが不可欠である。しかるに、前述のとおり、被告人が青森刑務所に移送されることとなれば、被告人の弁護人が弘前管内及び五所川原管内の場合は、接見のための移動時間がかかることとなる。青森刑務所の場合は、弁護人の接見も平日の午後 5 時までには制限されていることを考えると、弘前管内・五所川原管内の弁護人が平日の通常的时间帯に青森刑務所で接見しなければならないとすれば、他

の弁護士業務にも支障をきたすこととなり、事実上接見が困難となる。

ここで、法務省と日弁連の「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等に関する申合わせ」7項アによると、「弁護士等が遠隔地から来訪する場合」については、平日日中に接見することが困難な場合には、夜間及び休日の接見が無条件にて認められている。この趣旨を踏まえて、仮に弘前拘置支所の収容を停止するのならば、当会としては、弘前管内及び五所川原管内の弁護士については、「弁護士等が遠隔地から来訪する場合」に該当するものとして、青森刑務所における夜間及び休日の接見については格別の配慮を求める。

### 3) 移送に関する弁護士との協議及び通知

弘前管内及び五所川原管内の被告人が突然に青森刑務所に移送されると、弁護士において接見のスケジュールが立たなくなり、接見そのものが困難になるため、弁護活動に重大な支障を来す可能性が否定できない。

よって、検察官は、弘前管内及び五所川原管内の被告人を青森刑務所に移送する際には、移送前に移送の日程について弁護士と協議して、その了解を得るように努め、また、移送見通しについてもなるべく早期に弁護士に通知する運用とするべきである。

### 4) 事前の協議

本来、刑事施設の収容業務停止を計画する際には、それが弁護士等の接見を困難にしまうものであり、接見交通権の侵害ともなり得ることからすれば、事前に地元弁護士会との十分な協議を経て、その意見を十分に尊重して方針を決定するべきであった。

しかるに、この度の青森県弁護士会への通知は、収容停止前4か月弱になって一方的に通知されたものであり、収容停止については事前に協議の場は設けられなかったものであり、当会としては極めて遺憾というほかない。以後は拘置支所等の刑事施設の収容停止を計画する際は、地元弁護士会が適切な段階で意見を述べられるように十分時間をかけて協議するべきであり、その協議を踏まえた上で対応されることを強く求めるものである。

2021年(令和3年)8月16日

青森県弁護士会

会長 竹 中 孝